

(案)

第 号
令和 7 年 7 月 日

神戸市長 久元 喜造 様

神戸市環境影響評価審査会
会長 川井 浩史

令和 7 年 5 月 29 日、神戸市環境影響評価等に関する条例（以下「条例」という。）第 8 条の 7 第 2 項の規定に基づき、市長から意見を求められた「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業に係る環境影響評価事前配慮書」（以下「配慮書」という。）について、慎重に審議を重ね、下記のとおり結論を得たので、ここに環境の保全の見地からの意見を述べる。

記

I はじめに

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による新病院整備事業は、神戸市北区長尾町宅原において、約 6.4ha の自然地の改変を伴う宅地の造成を行おうとするものである。

神戸市環境影響評価審査会においては、本事業の実施による環境影響に関し、配慮書及び補足資料について専門的見地から慎重に審議し、現地調査を実施して意見をとりまとめた。

市長は、この意見を勘案し、環境に及ぼす影響が最小限となるよう、事業者を適正に指導することが必要である。

II 意見

1 全般的事項

(1) 事業計画の検討

本事業実施区域は、農地や樹林地等の自然地が大半を占める区域であり、事業の実施に伴い既存の自然生態系の大部分が消失することとなることから、周辺地域の環境のほか、とりわけ本区域に生息・生育している動植物に配慮した計画にする必要がある。

このため、建物や緑地の配置等が、自然環境及び生活環境に配慮した計画となっているかどうかを検証し、その検証結果を示す必要がある。

(2) 周辺住民への配慮

今後の手続においては、条例に基づく説明会以外にも説明の機会を設ける等、積極的な情報公開に努めるとともに、説明にあたっては分かりやすく丁寧に行う必要がある

2 個別的事項

(1) 騒音、振動

ア 本事業は、二次救急医療機関を建設するものであり、緊急用ヘリポートの整備が検討されていることから、ヘリポートの供用による騒音・振動への影響についても、調査・予測・評価を実施する必要がある。

イ 緊急車両の通行の経路については、周辺地域の生活環境への影響を十分に配慮したうえで、決定する必要がある。

(2) 水質

ア 事業実施区域の周囲における地下水の水質について、環境基準値を超過している項目がある。そのため、事業実施区域内においても地下水の水質調査を行い、事業実施による影響を確認することが望ましい。

イ 施設の稼働に伴う排水について、下水接続を行わない場合は、排水の排出先の河川等への影響について調査・予測・評価を実

施する必要がある。

ウ 施設の稼働に伴う排水について、下水接続を行う場合についても、排水の排出先の水量バランス等、水循環への影響について調査・予測・評価を実施することが望ましい。

エ 工事の実施に伴い発生する排水が事業実施区域に隣接する農業用水路への影響について調査・予測・評価を実施する必要がある。

(3) 植物、動物、生態系

ア 改変予定区域内における動植物の生息・生育状況を正確に把握するため、季節ごとの適切な時期に、適切な方法を用いて、現地調査を実施する必要がある。とりわけ事業実施区域内の水田等、水辺環境に生息する両性類などについては、複数年にわたる調査を行う必要がある。

イ 本事業の実施で生じる夜間照明の動植物への影響について、調査・予測・評価を実施する必要がある。

ウ 緑地について、周囲緑地との連続性に配慮し、生物の往来を断絶しない配置とするとともに、緑地に湿地を作るなど、水田の生態系についても配慮する必要がある。

また、緑地の管理について、必要な緑地面積を確保するだけでなく、動植物の生息・生育空間等としての機能を長期的に維持できるよう、管理方法を定める必要がある。

(4) 景観

ア 配慮書では施設の存在が眺望景観に与える影響はないと評価しているが、「農村景観の保全及び形成の基本計画」等から地域において保全すべき景観を選定し、当該景観への影響の予測・評価を実施する必要がある。

イ 配慮書では、可視領域の大きさにより事業計画案の比較を行っているが、保全すべき景観を踏まえ、見付面積、見付角度といった定量的な情報及びフォトモンタージュを基に事業計画

案を比較する必要がある。

ウ 保全すべき景観に配慮した造成計画を検討し、検討内容を判定願又は実施計画書に適切に記載する必要がある。

(5) 地球温暖化

ア 施設関係車両だけでなく、事業地へ乗り入れる路線バスについても低公害車の採用を働きかけるなどの積極的な環境保全対策を実施することが望ましい。

イ 相当数の工事関係車両の運行が予測されるため、地球温暖化について、工事車両の運行に伴う影響についても、調査・予測・評価を実施する必要がある。

ウ 建築物において太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、地下水熱源の利用等に努めるほか、可能な限りの省エネルギー化を検討する必要がある。

(6) その他

ア 配慮書においては、一日当たりの施設関係車両台数に基づいて交通量を予測・評価しているが、交通量は職員の出勤及び診察受付の開始直前の時間に集中すると想定されることから、交通量の集中する時間帯における増加量及びその影響について予測・評価する必要がある。

イ 公共交通の利用促進による自動車交通量の抑制など、周辺道路の交通渋滞対策を検討する必要がある。

ウ 周辺地域に病院に附帯する商業活動等が起こることが予想されることから、これらの商業活動等に伴う交通量の増加量及びその影響についても予測・評価することが望ましい。